要領別表

補助対象経費

- 補助率(補助金額) 2分の1以内
- ①の者が、②に掲げる資格を取得するために、 対象事業者が負担した③の経費
- ①事業実施年度の4月1日時点で原則満40歳未 ただし、予算の範囲内で、 満の常勤の従業員 事業年度に関わらず、1
- ②各種施工(管理)技士、建築士、電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、技術士、測量士、地質調査技師、給水装置工事主任技術者、消防設備士
- ③事業実施年度中に受験した資格試験の受験手数料、願書代、講座受講料(入学金を含む。)、及び 教材費
- ・消費税及び地方消費税は対象外とする。
- ・対象事業者において、取得した資格に係る手当制度を創設(既に手当制度がある場合は増額改正又は週休2日制(4週8休又は年間休日数104日以上の場合に限る。)を導入)した場合のみ③の経費を補助の対象とする。
- ・補助の対象とすることができる従業員数は、1 事業者あたり3名までとする。
- ・事業実施年度の前年度に支払われた経費であっても、当該資格試験を受験するために、補助対象者が負担した経費は補助対象経費とする。(前年度以前に補助対象経費として採択されたものを除く。)
- ・補助対象経費について、他の補助金等の交付を 受ける場合は、補助対象外とする。

ただし、予算の範囲内で、 事業年度に関わらず、1 人あたり5万円を上限と する。(千円未満切捨)